

監 査 委 員

28年監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成27年度に執行した監査の結果（平成27年9月1日から平成27年11月6日までの間に執行した機関）を次のとおり公表する。

平成28年 1月12日

京都府監査委員 菅 谷 寛 志
 同 渡 辺 邦 子
 同 村 山 佳 也
 同 井 上 元

なお、監査執行者は次のとおりである。

監 査 委 員	執 行 期 間
菅 谷 寛 志	平成27年 9月 1日～平成27年11月 6日
渡 辺 邦 子	平成27年 9月 1日～平成27年11月 6日
村 山 佳 也	平成27年 9月 1日～平成27年11月 6日
井 上 元	平成27年 9月 1日～平成27年11月 6日

第 1 定期監査

平成27年 9月 1日から平成27年11月 6日までの間における定期監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

平成27年度の監査対象機関のうち、知事部局15箇所、教育委員会 3箇所、警察本部 5箇所の計23箇所について監査を執行した。その他主要な工事 4箇所について、別に工事監査を執行した。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

また、公金管理の適正化を図るために、特別財務調査として、物品等の納入状況について、地方自治法第199条第8項の規定による関係人調査を本庁及び地域機関から抽出した3機関に係る3事業者に対して行い、納品業者が保管する帳票等による裏付調査を実施した。

おって、会計事務に係る月例点検を例月出納検査と併せて実施した。

なお、監査実施機関の名称、監査実施日及び実施方法等は、次表のとおりである。

実施機関名等	監査実施日	実施方法
府立林業大学校	平成27年 9月17日・11月 5日	実地監査
大野ダム総合管理事務所	平成27年 9月11日・11月 5日	実地監査
府立須知高等学校	平成27年 9月15日	書面監査
府立東舞鶴高等学校	平成27年10月22日	書面監査
府立西舞鶴高等学校	平成27年10月21日・11月 5日	実地監査
亀岡警察署	平成27年 9月 2日	書面監査
南丹警察署	平成27年 9月 2日	書面監査
綾部警察署	平成27年10月 7日	書面監査
福知山警察署	平成27年10月 7日	書面監査
舞鶴警察署	平成27年10月 7日	書面監査
南丹広域振興局	平成27年 9月 1日～3日・7日・10月 9日	実地監査
南丹保健所	平成27年 9月 7日・10月 9日	実地監査
南丹土地改良事務所	平成27年 9月 1日～3日・7日・10月 9日	実地監査
南丹農業改良普及センター	平成27年 9月 1日～3日・7日・10月 9日	実地監査
南丹土木事務所	平成27年 9月 1日～3日・7日・10月 9日	実地監査
中丹広域振興局	平成27年10月 6日～9日・13日・14日・11月 6日	実地監査
中丹西保健所	平成27年10月14日・11月 6日	実地監査
中丹東保健所	平成27年10月 7日・11月 6日	実地監査
中丹土地改良事務所	平成27年10月 6日～9日・13日・14日・11月 6日	実地監査
中丹東農業改良普及センター	平成27年10月 6日～9日・13日・14日・11月 6日	実地監査
中丹西農業改良普及センター	平成27年10月 6日～9日・13日・14日・11月 6日	実地監査
中丹東土木事務所	平成27年10月14日～16日・19日・11月 6日	実地監査
中丹西土木事務所	平成27年10月 6日～9日・11月 6日	実地監査
住宅課	平成27年 7月 2日～9月30日	特別財務(物品)
管理課(府立清明高等学校)	平成27年 9月10日	工事監査
中丹西土木事務所(宮川広域河川)	平成27年 9月15日	工事監査
丹後広域振興局(治山事業)	平成27年10月23日	工事監査
農村振興課(農道トンネル)	平成27年10月28日	工事監査

例月出納検査 (会計事務月例点検)	平成27年8月26日・ 9月4日	-
	平成27年9月25日・ 30日	-
	平成27年10月27日・ 30日	-

※特別財務調査は、指摘等が見られた機関のみを記載

2 監査執行における重点事項

定期監査は、平成26年度分の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、平成27年度監査計画及び監査実施要綱に基づき、次の重点事項を踏まえ執行した。

とりわけ、京都府の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が強く求められていることに鑑み、事務事業の経済性、効率性及び有効性といった視点も踏まえた監査の執行に努めた。

監査における重点事項

- (1) 合規性・正確性視点といった手続面のみならず、内容面にも踏み込んで監査を行い、公金の有効活用等が図られているか等府民目線に立った監査を実施する。
- (2) 現地・現場主義による監査委員審査の充実

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 指摘

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	3

① 契約

- ・委託契約の業務仕様を、改正された法律に準拠して変更しなかったため、業務完了後に改めて成果品の提出を求める発注を行ったことから、別途経費が発生した事例が認められた。(中丹東土木事務所)
- ・設計業務の委託契約で、昨年度に引き続き、必要な契約条項が記載されていない事例が認められた。(南丹土木事務所)

② 工事

- ・道路や河川の工事で、昨年度に引き続き、必要な法手続が行われていない事例が認められた。(南丹土木事務所)

(2) 注意

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	0	6	6	3	1	1	0	0	5	0	22

第2 財政的援助団体等監査

平成27年9月1日から平成27年11月6日までの間における財政的援助団体等監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

地方自治法第199条第7項の規定により、府が平成26年度において補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施した。

監査の対象は、①補助金等交付団体(補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体)、②出資団体(資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体)及び③公の施設の指定管理者の中から抽出により選定した3団体である。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出等を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

実施機関名	区分	監査実施日	実施方法
学校法人 聖ヨゼフ学園	補助	平成27年10月15日	書面監査
株式会社 舞鶴21	出資	平成27年10月15日	書面監査
公益財団法人 京都府水産振興事業団	出資補助	平成27年10月22日	書面監査

2 監査における調査事項

監査は、監査実施要綱に基づき、次の事項を踏まえて執行した。

監査における調査事項

(1) 全般的調査事項

- ア 補助金等の交付団体については、交付の目的に沿って事業活動がなされているか。
- イ 出資団体については、出資の目的に沿って事業活動が行われているか。また、事業活動や経営内容について改善を要する点はないか。
- ウ 公の施設の管理団体については、効率的で良好な管理運営が行われているか。

(2) 財務経理に関する事項

- ア 会計基準等に基づき適正かつ効果的に経理されているか。
- イ 内部牽制(チェック)体制は採られているか。
- ウ 経費の支出に係る証拠書類が、適切に保存されているか。
- エ 契約方法や事務処理について、改善を要する点はないか。
- オ 決算に係る計数は、決算書等の所定の項目に沿って表示されているか。

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

補助金等に係る事業、事業運営に係る事業は、いずれも所期の目的に沿って執行されていた。